

医療安全トピックス TOPICS

Vol. 173

吉田 ちひろ

日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

医療安全の確保・推進に向けた 2025年度の日本看護協会の取り組みについて

日本看護協会は、看護が提供されるあらゆる場での安全の確保と推進をめざして、事故の未然防止・再発防止の視点で医療安全事業の取り組みを進めています。本稿では、2024年度の主な取り組みを踏まえ、2025年度の医療安全事業を概観します。

● 2024 年度の取り組みの概要について

2024年度は、事故の未然防止、再発防止に向けた取り組みを中心に行いました。

インスリンに関連した事故の未然防止に向けた注意喚起として、日本看護協会(以下：本会)では、現場の看護職一人ひとりがインスリンバイアル製剤の取り扱いや投与方法をあらためて見直し、意識の向上をはかるためのチラシとポスターを作成しました。また、本会が運営する「看護職賠償責任保険制度」では、毎年、看護職における賠償責任保険の意義や看護職の法的責任などをテーマに研修を開催しています。2024年度は「インスリンバイアル製剤の安全管理と法的責任」を、テーマの一つとして取り上げました。このほか、例年どおり、医療安全管理者の養成、「世界患者安全の日」や医療事故調査制度に関する取り組みなどを行いました。

2025年度も引き続き、「事故の未然防止・再発防止に向けた取り組みの推進」と「事故発生時ならびに事故の再発防止に向けた支援」を軸に事業を展開する予定です。以下に、実施予定の事業の一部を紹介します。

● 2025 年度の医療安全事業について

1. 事故の未然防止・再発防止に向けた取り組みの推進

・「世界患者安全の日」に関連した取り組み

「世界患者安全の日」(9月17日)は、患者安全を促進することへの人々の意識・関心を高め、国際的な理解を深めるとともに、加盟国間の連携や行動に取り組むことを目的として、2019年のWHO(世界保健機関)の総会において制定されました。本会は2020年度から、本キャンペーンに参画しています。

2025年度も引き続き、本会ビルのライトアップ(キャンペーンカラーのオレンジ色)やポスター作成など、看護関係団体や患者会などと協働し、患者安全の推進および国民の意識・向上につながるよう呼びかけていきます。さらに、患者参画による患者安全を推進するための取り組み事例を、本会の公式ホームページで紹介する予定です。現場の皆さんの活動を、ぜひ本会までお寄せください。

・看護補助者との連携・協働に向けた 医療安全の推進

2024年4月から、医師の時間外労働の上限規制の適用が開始されました。本会は、医療機関において医師の働き方改革が進められる中でも、看護師がさらに専門性を発揮することで、国民に必要な医療が安全かつタイムリーに提供されるよう、タスク・シフト／シェアに取り組むことが重要だと考えています。

タスク・シフト／シェアが進められる中、看護師がその専門性を要する業務に専念できるよう、看護補助者との協働の重要性がますます高まっています。そこで本会では、看護補助者との協働を推進する取り組みの一環として、2024年度に「看護補助者の業務に必要な能力の指標」を作成しました。これは、看護補助者が看護チームの一員として、看護師の指示の下で安全な看護補助業務を行い、チームの目標達成に向けて協働するために、看護補助者に求められる段階的な能力を示したものです。

また、2024年度にタスク・シフト／シェアの推進に伴う安全管理体制の課題について情報収集を行った中で、看護管理者から、看護補助業務における医療安全を懸念する声が聞かれました。2025年度は、看護補助者との連携・協働に関する医療安全の推進に向けた情報収集と課題整理を進めてまいります。

・関連団体が公表する医療安全情報の提供

医療安全管理体制にかかわる主な組織として、公的機関(厚生労働省、地方自治体、医療安全支援センター)、関係機関(日本医療安全調査機構[医療事故調査・支援センター]、日本医療機能評価機構、

医薬品医療機器総合機構)、職能団体、医療関連団体などが挙げられます。引き続き、本連載において看護職の皆さんに活用してほしい医療安全情報を関連団体とともに提供していきます。本会は都道府県看護協会と連携し、また、公式ホームページを通じて、現場で役立つ医療安全情報を発信していきます。

このほかにも、質の高い医療安全管理者を全国規模で養成することを目的とした「医療安全管理者養成研修」や、前述の「看護職賠償責任保険制度研修会」も継続して実施する予定です。

2. 事故発生時ならびに

事故の再発防止に向けた支援

・医療事故調査制度に関する情報交換会

「医療事故調査制度」は医療法に基づく仕組みです。医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を行うことを目的としています。本会と都道府県看護協会は、本制度に関する医療事故調査等支援団体となっており、要請に応じて、医療事故調査(院内調査)に必要な専門家を派遣しています。

支援団体としての役割発揮のため、本会では、医療事故調査(院内調査)に、看護の立場から外部委員としてかかわる専門家の役割などについて理解を深められるよう、2023年度より都道府県看護協会の専門家派遣に係る担当者を対象とした情報交換会を開催しています。2024年度は専門家にも参加してもらい、派遣時の対応と活動の実際について共有しました。2025年度は、看護の立場で外部委員としてかかわる専門家に対し、他職種から期待される役割などをテーマに実施する予定です。